

福岡市公報

令和5年6月8日 第6964号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| —目 訓 | 次— 令 | ページ |
|---|---------|-----|
| ○単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部改正（第14号） | | 1 |
| 告 示 | | |
| ○地縁による団体の主たる事務所及び規約に定められた解散の事由の変更（第158号） | | 2 |
| ○地縁による団体の代表者の変更（第159号） | | 2 |
| ○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第160号） | | 3 |
| 公 告 | | |
| ○一般競争入札の実施（第151号） | | 3 |
| ○一般競争入札の実施（第152号） | | 6 |
| ○特定調達契約等に係る落札者の決定（第153号） | | 6 |
| ○特定調達契約等に係る落札者の決定（第154号） | | 7 |
| 水 道 局 | | |
| ○福岡市水道局職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部改正（規程第15号） | | 7 |
| 交 通 局 | | |
| ○福岡市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部改正（規程第24号） | | 8 |
| 教 育 委 員 会 | | |
| ○福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正（訓令第7号） | | 9 |

訓 令

福岡市訓令第14号

単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和47年福岡市達甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第2条中第20号及び第21号を削り、第22号を第20号とする。

告 示

福岡市告示第158号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 区 分 | 名 称 | 主たる事務所 | 規約に定められた解散の事由 |
|-----|------------|-------------------------------|--|
| 変更前 | 田隈1丁目2区町内会 | 会長宅（福岡市早良区田隈一丁目25番10号） | 地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。 |
| 変更後 | | 田隈1丁目2区町内会集会所（福岡市早良区田隈一丁目33番） | 地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。 |

福岡市告示第159号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 区 分 | 名 称 | 代表者の住所及び氏名 |
|-----|---------|---------------------------|
| 変更前 | 笹原新町町内会 | 福岡市南区井尻三丁目31番2号 山口 豊之 |
| 変更後 | | 福岡市南区井尻三丁目17番34号 倉斗 光孝 |

福岡市告示第160号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する区域
福岡市東区馬出三丁目1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

公 告

福岡市公告第151号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

| 業 種 | 件 名 | 備 考 |
|-------|---|-----|
| 一般土木C | 都市基盤周船寺川河川改修（No. 121+4.0～No. 124+7.2右岸）工事 | |
| | 市道三宅若久線外1路線道路改良工事 | |
| | 都市基盤金屑川河川改修（砂川人道橋左岸下部工）工事 | |
| | 長尾中学校外構改良工事 | |
| | 令和5年度アイランドシティ地区区画道路44電線共同溝築造工事 | |
| | 一般県道猪野土井線擁壁工事（その2） | |
| 体育施設 | 西新小学校第2グラウンド整備工事 | |
| | 福重小学校グラウンド改良工事 | |

| | | |
|--------|---------------------------------|--------|
| | 原西小学校グラウンド改良工事 | |
| 港湾土木 | 令和5年度和白護岸改良工事（その2） | |
| | 令和5年度アイランドシティ地区（-15m）岸壁防舷材取替工事 | |
| | 令和5年度箱崎ふ頭地区（-12m）岸壁外1箇所補修工事 | |
| | 志賀島漁港船揚場改良工事 | |
| 建築C | 城南体育館外壁改修工事 | |
| | こども総合相談センター地下駐車場アスベスト改修その他工事 | |
| | 生の松原特別支援学校便所改造工事 | |
| | 香椎第2中学校便所改造工事 | |
| | 香椎第1中学校便所改造工事 | |
| | 今津特別支援学校便所改造工事 | |
| | 馬出小学校屋体便所新設その他工事 | |
| 建築 | 野多目小学校放課後児童クラブ施設増築工事 | プレハブ工事 |
| | 姪浜小学校放課後児童クラブ施設改築工事 | |
| | 笹丘小学校放課後児童クラブ施設増築工事 | |
| | 百道浜小学校放課後児童クラブ施設増築工事 | |
| 交通安全施設 | 市道学園通線（田尻）交通安全施設設置工事（その5） | |
| フェンス | アイランドシティ地区小学校防球ネット設置工事 | |
| | 城西中学校外1校外構改良工事 | |
| | 小田部小学校外構改良工事 | |
| | 飯倉中央小学校外構改良工事 | |
| 電気A | 西部（今津）埋立場ポンプ井地中電線路ケーブル敷設工事（その1） | |
| 電気A又はB | 東部（伏谷）埋立場管理事務所計量棟非常用発電機更新工事 | |
| | 1級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事（その4） | |

| | | |
|------|---------------------------------------|--|
| ほ装A | 市道千鳥橋唐人町線（那の津1丁目）道路舗装補修工事 | |
| | 1級市道千代今宿線（大名2丁目外）歩道舗装補修工事 | |
| | 1級市道博多姪浜線（舞鶴）道路改良工事（その11） | |
| | 令和5年度アイランドシティ地区臨港道路2号線外1路線歩道舗装工事（その2） | |
| | 博多駅春日原1号線道路舗装工事（その1） | |
| | 県道浜新建堅粕線外2路線道路改良工事（その6） | |
| | 令和5年度アイランドシティ地区区画道路21号線外2路線歩道舗装工事 | |
| 防水 | 堤丘小学校校舎屋上防水改良工事（A長寿命化1） | |
| | 有住小学校校舎屋上防水改修工事（A長寿命化1） | |
| | 高木小学校校舎屋上防水改良工事（A長寿命化1） | |
| | 和白中学校校舎屋上防水改良工事（A・E長寿命化） | |
| | 清水高等学園校舎その他屋上防水改良工事 | |
| | 筑紫丘中学校講堂兼体育館屋上防水改良工事（B長寿命化） | |
| 造園A | 令和5年度アイランドシティはばたき公園整備工事（その2） | |
| | 室見公園整備工事 | |
| 木製建具 | 春住小学校校舎その他改築木製建具工事（その1） | |
| | 令和3年度市営ニュー堅粕住宅（その1地区）木製建具工事 | |
| | 春住小学校校舎その他改築木製建具工事（その5） | |
| | 春住小学校校舎その他改築木製建具工事（その2） | |
| | 春住小学校校舎その他改築木製建具工事（その3） | |
| | 春住小学校校舎その他改築木製建具工事（その4） | |
| 機械 | 臨海工場外自己搬入ごみ投入コンベア設置工事 | |
| | 西部汚水処理場中田1-B系生物反応槽接触材架台外更新工事 | |

| | | |
|--|-----------------------|--|
| | 臨海工場排水処理設備修理 | |
| | アイランドシティ地区小学校新築ろ過設備工事 | |

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年6月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第152号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、市有財産を一般競争入札により処分するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する財産

| 所在地 | 地目 | 登記簿面積 | 実測面積 |
|--------------------|----|--------------|--------------|
| 福岡市東区多の津五丁目1335番75 | 宅地 | 115.11平方メートル | 115.11平方メートル |

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市博多区沖浜町12番1号

港湾空港局総務部財産活用担当

電話 092-282-7039

(2) 期間

この公告の日から令和5年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

福岡市公告第153号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される

調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名又は名称及び所在地 | 落札金額 | 競争入札の公告日 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|------------------------------|-------------------------|-----------|
| 高機能複合機賃借 (2308) | 福岡市中央区天神一丁目8番1号 教育委員会指導部教育ICT推進課 | 令和5年3月28日 | 東京都港区芝五丁目34番7号 理想科学工業株式会社 | 円 14,617,900 (月額) | 令和5年1月26日 |

福岡市公告第154号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

| 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名又は名称及び所在地 | 落札金額 | 競争入札の公告日 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------------|-----------|
| 福岡市博物館電力供給 (年間予定使用電力量約2,193,000kWh) | 福岡市早良区百道浜三丁目1番1号 経済観光文化局博物館運営課 | 令和5年4月27日 | 高松市林町2521番地5 RE100電力株式会社 | 46,104,000円 (単価契約に基づき算定した見込額) | 令和5年3月16日 |

水 道 局

福岡市水道局職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程を制

定し、ここに公布する。

令和5年6月8日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第15号

福岡市水道局職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程
福岡市水道局職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和42年福岡市企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号及び第23号を削り、第24号を第22号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（福岡市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正）
- 2 福岡市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和32年福岡市企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第18条第3号中「第24号」を「第22号」に改める。
第31条第3項中「第24号」を「第22号」に、「及び第20号から第23号まで」を「、第20号及び第21号」に改める。

交 通 局

福岡市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和5年6月8日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第24号

福岡市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する規程
福岡市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号及び第23号を削り、第24号を第22号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正）
- 2 福岡市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第44条第3号中「第24号」を「第22号」に改める。

第50条第3項中「第24号」を「第22号」に、「及び第20号から第23号まで」を「、第20号及び第21号」に改める。

教育委員会

福岡市教育委員会訓令第7号

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和47年福岡市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日

福岡市教育委員会

第2条中第22号及び第23号を削り、第24号を第22号とする。

